

赤穂市選挙管理委員会告示第17号

選挙人名簿に登録の際、登録されるべきでなかった1名の者を公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した。

令和8年9月1日

赤穂市選挙管理委員会

委員長 鹿 島 博 司